

報告事項第 1 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について

豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 14 年教育委員会規則第 15 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年条例第 9 号）の一部を改正する条例の立案請求について臨時代理したので、同条第 2 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 6 年 11 月 27 日

提出者 豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

6 豊教指発第 1 2 0 6 号
令和 6 年 1 1 月 2 5 日

人事課長
佐藤 重春 様

豊島区教育委員会事務局
指導課長 丸山 順子

条例の一部改正について

標記の件について、下記のとおり立案請求を依頼いたします。

記

- 1 条例名
幼稚園教育職員の給与に関する条例
- 2 立案請求理由
人事委員会の勧告に基づき、期末・勤勉手当の支給月数及び給料表の給料月額を改めることと、扶養手当額に係る配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者等）に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当額の増額について改めるため。
- 3 改正内容
新旧対照表のとおり
- 4 区議会付議の時期
令和 6 年第 4 回定例会
- 5 施行期日等
公布の日（第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日）
※ 遡及適用あり

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年条例第9号）の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正後（案）
（期末手当） 第24条 （略） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。 4～6 （略） （勤勉手当） 第27条 （略） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>（第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の130</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはなら	（期末手当） 第24条 （略） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。 4～6 （略） （勤勉手当） 第27条 （略） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の122.5</u>（第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の140</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはなら

ない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。 4～7 (略) 別表第一 (略)	ない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～7 (略) 別表第一 (略)
現 行 「現行」は第1条による改正（この条例の公布日から施行）後のもの	第2条による改正後（案）
(扶養手当) 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が多様な性自認又は性的指向を持ち、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方</u> <u>(2)</u>	(扶養手当) 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>削除</u> <u>(1)</u>

(3)

(4)

(5)

(6)

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円

(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円

4 （略）

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) （略）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2～4 （略）

(2)

(3)

(4)

(5)

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 1万500円

(2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円

4 （略）

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) （略）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2～4 （略）

(期末手当)

第24条 (略)

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の130を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の112.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第27条 (略)

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5（第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の140）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(期末手当)

第24条 (略)

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の125を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第27条 (略)

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の135）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～7 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」とする。

4～7 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第24条第2項及び第3項並びに第27条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 令和6年4月1日から第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、同条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給

は、人事委員会が定める。

(施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例措置)

- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第10条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」とあるのは、「9500円」とする。
- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第10条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」とあるのは、「1万円」とする。

	8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を支給するものとする。 一 令和7年度 4000円 二 令和8年度 2000円 (委任) 9 附則第3項から第5項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
--	--